



定例研究会報告要旨

第 1847 回（4 月 3 日）

WTO と農政改革

山下 一仁

1. WTO と農政

(1) AMS を修正する規定はない

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果合意された WTO 農業協定によって、各国の政策は市場アクセス、国内支持、輸出競争（輸出補助金）の 3 分野で規律されることとなった。

このうち、市場アクセスについては、関税率等のバインド（譲許）という約束方法が採られたが、これは、従来のガットの方法と同じである。国内支持、輸出補助金についても、新たに補助金をバインドするという方法が採られた。このうち、国内支持は内外価格差に価格支持対象数量を乗じたものおよび削減対象の補助金（黄の政策）を合計したもの（AMS）をバインドし、これを 6 年間で 20 % 削減することとされた。農業補助金以外の補助金は WTO 補助金協定で規律されているが、交通信号方式により分類された緑、黄、赤の補助金がそれぞれ一定の規律に服するとされているのみで、補助金額をバインドし、これを削減するという約束方式は採られていない。したがって、農業補助金については、農業協定独自で解決しなければならない問題が生じた。それは、バインドした AMS や補助金額の修正という問題である。関税についてはバインドした関税は他の品目で代償を払うことによって引き上げることができるというガット第 28 条がある。EU はこれによって AMS や補助金額の修正が行いうるよう主張したが、アメリカ等の反対によって認められなかった。すなわち、AMS や補助金については修正する途がないのである。

(2) 我が国の AMS の特徴

さらに、転作奨励金を除き、緑の政策は全て自己申告により緑としたものにすぎない。したがって、WTO の紛争処理手続きでチャレンジされ緑でないとされた場合は、修正することのできない AMS の中でそれを吸収せざるをえないという問題がある。

2. 農政の課題

(1) 高価格政策の問題点

需給均衡点を上回る価格支持政策の下で過剰解消のため膨大な人材とエネルギーを投入して生産調整を行ってきた。また、高価格政策は構造改革を遅らせることとなった。高い米価の下では規模の小さい非効率な農家でも米を生産する場合の物財費の方が米価より低いので米を生産する方が有利となり、農地は担い手の方へ流動化しない。

さらに、高い農産物原料価格は、食品産業に海外の安い原材料を求めて海外進出したり調整品等の輸入を行わせることとなった。これができない場合には食品産業は海外からの輸入食品に競争できないという問題が生じた。いわゆる食品産業の原料問題である。これは国産農産物の需要も減少させた。

(2) 近年の米価下落

自主流通米価格は平成 5 年度から 11 年度まで 25 % も低下している。このため、平場の優良農地においても零細農家は農地を手放そうとしている。ところが担い手農家は(1)の状況が長く続いたため規模拡大が十分でなく体質強化が図られていないため、米価低落の中で農地を吸収する余力がない。このため、平場の優良農地も耕作放棄されはじめている。

3. 農政改革への提案

担い手（当面 3 ヘクタール以上の農家、5 年後は 5 ヘクタールとする等の段階的アプローチを採る）に限定した面積当たりの直接支払いを提案する。この場合、担い手として、一集落一農場のような一定の要件を満たす集落営農や農業生産法人も対象とする。これを米について説明すると次のとおりである。

水田について、その上に米、麦、大豆、野菜などの作物を植えても 10a 当たりいくらかという直接支払いを交付するのである。また、

米の生産調整は徐々に緩和する。米価が低下するので、コストの高い飯米農家は米を生産するより買ってきた方が安上がりとなるので、直接支払いを受け経営余力が生じる担い手へ農地は移動し、担い手の規模が拡大する。このプロセスを繰り返すことにより、米の供給曲線は段階的に下方にシフトする。(なお、米については、主業農家の所得は604万円で勤労者世帯を大きく下回る一方、副業的農家の所得は869万円で勤労者世帯を大きく上回っている。また、副業的農家の農業所得は11万円にすぎない。)

このような施策の効果は次のとおりである。

- ア. 農業の生産性向上により、消費者にも利益が還元する。
- イ. 食品産業の原料問題も解決する。
- ウ. 米価低下により米需要は拡大するので、生産調整はさらに緩和できる。また、米と麦・大豆等の収益格差が解決に向かうので、麦・大豆等の作付けも増加し、食料自給率が向上する。
- エ. 価格低下により、肥料・農薬等の投入量が減少し農業が環境によりやさしくなる。
- オ. 国産農産物の競争力が向上することにより、AMSや関税は引き下げ可能となるので、国際交渉上のポジションが強化される。関税によるよりも直接支払いによる方が、農家所得を維持しつつ、国民経済全体の厚生水準を高める点で優れている。

注. 以上は私の所属する組織の見解ではない。

第1848回(4月17日)

エコラベルとWTO協定

藤岡 典夫

エコラベル(「環境ラベル」とも呼ばれる)は、ある製品の環境負荷が比較的少ないことをラベリングという方法で消費者に伝達する

ことにより、環境保全型製品の普及を目的とするものであるが、供給側の意図は、当該製品の差別化による市場の確保である。

エコラベルは、世界各国で作られているが、各国の異なった環境状況を反映して作られることもあって貿易摩擦の原因になることもあり、WTO協定との関係をどう考えるかが、WTOのCTE(貿易と環境に関する委員会)等で国際的な論議になっている。本報告は、エコラベルとWTO協定との関係に関する論議の論点整理を行うものである。

1. エコラベルを巡る貿易摩擦の背景としては、ライフ・サイクル・アプローチ(LCA)の採用の拡大に伴い、認定基準の中に、製品に関連しない生産工程・生産方法(製品非関連PPM(processes and production methods))を取り込んだエコラベルが増えていることがある。WTO協定との関係についての論議の争点は二つあり、一つは、製品非関連PPMに着目したエコラベルへのTBT協定(Agreement on technical Barriers to Trade, 貿易の技術的障害に関する協定)の適用があるかどうか、もう一つは、そもそも製品非関連PPMに着目したエコラベルがガット/WTO協定下で許されるのかどうか、である。

2. これら二つの争点は関連しており、根本的には、製品非関連PPMの概念をガット/WTOルールの下で認めるのかどうかという対立である。

製品非関連PPMに着目したエコラベルを肯定する先進国と、これをWTO違反とする途上国との対立の解消は難しいが、最近では途上国の一部に若干の変化が見られる。

この問題に関連するガットの条項としては、第1条第1項および第3条第4項がある。第1条第1項については、米国とメキシコの間で争われたドルフィンセーフラベルに関するガットパネルの判例があり、このケースではガット違反ではないとされた。ただ、政府の関与の程度如何によっては、ガット違反になるケースもありうるであろう。

3. エコラベル以外にも、PPMに着目した措置とWTO協定との関係を巡る問題はあり、例えば当該PPM措置が直接的な輸入規